

(平成23年5月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 厚生年金関係                        | 4 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 2 件 |
| 厚生年金関係                        | 2 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 2 日から 37 年 9 月 10 日まで  
② 昭和 38 年 4 月 3 日から同年 5 月 15 日まで  
③ 昭和 38 年 11 月 3 日から 41 年 8 月 13 日まで  
④ 昭和 41 年 12 月 3 日から 42 年 3 月 30 日まで

年金事務所で確認したところ、A社に勤務していた期間の記録が全て脱退手当金として支給されているとのことであったが、申立期間について、脱退手当金の請求をした記憶も無く、受給した記憶も無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社に勤務した 123 人のうち、申立人が被保険者資格を喪失した昭和 42 年とその前後 2 年（40 年から 44 年まで）に被保険者資格を喪失した女性で、脱退手当金の受給資格を満たす者は 8 人確認できるが、そのうち同社を最終事業所として脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含めて 2 人と少ないほか、当時の複数の同僚が「A社退職時に事業所から脱退手当金の説明はなかった。」と回答しており、事業主が申立人の委任を受け代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の間にある被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

さらに、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時点では、既に国民年金に加入し保険料を納付するとともに、60 歳になるまで厚生年金保険又は国民年金に加入し、全ての期間の保険料を納付しており、申立人が脱

退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い上、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間については、申立期間と同一被保険者番号になるよう加入手続がとられていることを踏まえると、申立人が申立期間の脱退手当金を受給したものであるとして認識していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月 10 日から 40 年 8 月 2 日まで

② 昭和 41 年 11 月 14 日から 43 年 3 月 16 日まで

申立期間については、A社を退職後の昭和 43 年 6 月 14 日に脱退手当金が支給された記録となっているが、私は、脱退手当金を請求した記憶は無く、脱退手当金を受け取った記憶も無いので納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 申立期間の最終事業所であるA社における申立人の厚生年金保険加入期間は、脱退手当金の請求要件である 24 か月に満たない 16 か月であること、ii) A社に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、申立人の健康保険被保険者番号の前後 100 人ずつのうち、申立人が被保険者資格を喪失した昭和 43 年とその前後 2 年 (41 年から 45 年まで) に被保険者資格を喪失した女性で、同社単独又は通算で脱退手当金の受給資格を満たす者は 70 人確認できるが、そのうち同社を最終事業所として脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含めて 11 人 (うち 1 人は被保険者資格喪失日から支給日までが約 2 年と長い。) と少ないこと、iii) 申立人と同じ 43 年に A社の被保険者資格を喪失し、その約 3 か月後に脱退手当金を受給した記録となっている元同僚は、「脱退手当金は自分で請求し、その後しばらくして受給した。退職時に会社から脱退手当金の説明は聞いていない。」と供述していることなどから、事業主が申立人の脱退手当金について代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①の直前の被保険

者期間（昭和 39 年 3 月 25 日から同年 7 月 25 日まで）及び申立期間①と②の間にある被保険者期間（40 年 11 月 1 日から 41 年 5 月 15 日まで）については、その計算の基礎とされておらず未請求となっている。

さらに、未請求となっている申立期間①と②の間にある被保険者期間、申立期間①及び②は同一の厚生年金保険記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは脱退手当金の支給事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 21 日から 39 年 4 月 1 日まで  
申立期間について、脱退手当金の支給記録があるが、請求した覚えもないし、受け取った覚えもない。そもそもそのような制度があることも知らなかったので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社の健康保険被保険者番号の前後 50 人ずつの記録を確認したところ、i) 脱退手当金の受給要件を満たす女性は 44 人確認できるが、そのうち支給記録がある 14 人の脱退手当金の支給時期が被保険者資格の喪失後 1 か月後から 3 年 7 か月後と広範囲にわたっていること、ii) 申立人が被保険者資格を喪失した昭和 39 年とその前後 2 年 (37 年から 41 年まで) を抽出してみると、同社単独又は通算で脱退手当金の受給要件を満たす女性は 18 人確認できるが、そのうち脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含め 2 人と少ないこと、iii) 申立人と同時期に退職した同僚は「退職時に会社から脱退手当金の説明は聞いていない。」と供述し、脱退手当金を受給した 2 人の同僚は「会社から脱退手当金の説明があったか覚えていないが、脱退手当金は自分で請求した。」と供述していることを踏まえると、事業主が申立人の脱退手当金の代理請求をした可能性は低いものと考えられる。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間 (昭和 35 年 7 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで) については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、各申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、各申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月 1 日から 38 年 1 月 28 日まで  
② 昭和 38 年 4 月 3 日から同年 5 月 30 日まで  
③ 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 2 月 28 日まで  
④ 昭和 39 年 3 月 3 日から 40 年 11 月 22 日まで

申立期間については、昭和 41 年 2 月 11 日に脱退手当金が支給された記録となっているが、私は、脱退手当金を請求した記憶は無く、脱退手当金を受け取った記憶も無いので納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 申立期間の最終事業所である A 社における申立人の厚生年金保険加入期間は、脱退手当金の請求要件である 24 か月に満たない 20 か月であること、ii) 申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 20 ページに記載されている被保険者のうち、申立人が被保険者資格を喪失した昭和 40 年とその前後 2 年 (38 年から 42 年まで) に被保険者資格を喪失した女性で、同社単独又は通算で脱退手当金の受給資格を満たす者は 121 人確認できるが、そのうち同社を最終事業所として脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含めて 22 人 (支給時期は被保険者資格喪失後 2 か月から 3 年以上と広範囲にわたっている。) と少ないこと、iii) 申立人とほぼ同時期に勤務していた同僚は、「退職時に会社から脱退手当金についての説明は無く、自分で請求手続を行った。」と供述していることなどから、事業主が申立人の脱退手当金について代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の7回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっている上、そのうち1回は被保険者期間が39か月と長く、申立人が当該期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 29 日から同年 3 月 1 日まで  
昭和 37 年 3 月 1 日から 39 年 2 月 29 日まで A 社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間についても、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格は、昭和 39 年 2 月 29 日に喪失していることが確認できるが、申立人は、39 年 2 月末日で退職することを同社に申し出て退職したので、厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年 3 月 1 日であると主張している。

しかしながら、申立人の勤務状況等について A 社に確認したが、当時の資料は無く不明と回答しているほか、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間当時の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、A 社に係る複数の元同僚（資格喪失年月日が申立人と同じ者 1 人を含む。）に照会したが、申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、A 社のオンライン記録、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票により、申立人の健康保険整理番号の前後 200 人ずつのうち、申立期間前後の昭和 37 年から 41 年までの間に退職した 279 人について資格喪失日を調査したところ、月初めの 1 日となっている者は 29 人いるもの

の、月末となっている者は申立人を含め 24 人、月途中の者は 226 人いることから、同社の資格喪失日の取扱いは区々であり、申立人の月末での被保険者資格の喪失が不自然とまでは言えない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、厚生年金保険料の控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 9 月から 52 年 1 月まで  
② 昭和 52 年 2 月から 59 年 3 月まで

申立期間①はA社、申立期間②はB社にいずれも営業職として勤務した。両申立期間は、勤務先の給与のほかに、これら2社などを経営するCグループの理事長の秘書手当として、同グループのA社、D社、E社、F社の4社から計11万円が毎月支給されていたが、これが国（厚生労働省）の標準報酬月額の記録に反映されていないので、当該記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①はA社、申立期間②はB社に勤務していたが、Cグループの4社（A社、D社、E社、F社、以下「グループ会社」という。）から理事長の秘書手当として毎月11万円が支給されていたと主張しているところ、同僚のなかには、申立人と同様にグループ会社から手当を受領していたと供述する者もいることから、申立人もグループ会社から手当を受領したと推認される。

一方、厚生年金保険法によれば、複数の事業所から報酬を受ける場合でこれらの報酬を標準報酬月額に反映するには、それぞれの事業所で厚生年金保険の被保険者の資格要件（通常の就労者の所定労働時間、所定労働日数の概ね4分の3以上を勤務しその対償として報酬を得ること。）を満たす必要があり、さらに同法第24条2項の規定に基づく標準報酬月額の合算の届出を行う必要がある。しかし、申立人に確認したところ、「理事長

のグループ全体の視察巡回に随行し、秘書的な仕事をしてきた程度でグループ会社での仕事は月に数時間程度であった。」としており、秘書手当を支給した事業所の厚生年金保険被保険者となり得ないほか、A社、B社及びグループ会社とも申立人に関して「健康保険・厚生年金保険被保険者所属選択・二以上事業所勤務届」の届出は行っていない。

また、申立期間①及び②当時のCグループの同僚は、「私は、CグループのA社及びF社から毎月手当が支給されていた。この手当は、グループ全体の経理事務をしていたため、Cグループ理事長（故人）から、『本来なら通常の給与に上乘せたいが、それだと他の社員との均衡が崩れるので、グループ他社から手当を支給する形にしたい。』と説明を受けていた。なお、税務上は税務署に申告したが、社会保険上は勤務時間が達していないため社会保険事務所には届けていない。」と供述している。

さらに、A社は平成元年2月28日に、F社は昭和63年10月31日にいずれも解散しており、現存するB社、D社及びE社も、「申立期間①及び②当時、申立てのような手当が当事業所から申立人に支給されていたか不明である。」と回答している。

加えて、申立人は、給与明細書等の関連資料を所持しておらず、ほかにその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。